

## I. はじめに

2020年3,4月のSeiwa Newsletterでは、間もなくはじまる3月決算企業の期末決算に向けた留意事項を2回にわたって紹介します。まず3月は会計編と税務編、そして新型コロナウイルスの感染拡大に伴う決算上の対応を取り上げます。4月上旬に発行する開示編及び金融庁が実施する有価証券報告書レビューの内容と併せて、貴社の決算業務にお役立てください。

## II. 会計編

### (1) 在外子会社等の会計処理

連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社・関連会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければなりません。ただし、在外子会社等の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、次に示す要修正項目を除き、それらを連結決算手続上利用することができます。

2020年3月期の期首からは、従来4つだった項目に、資本性金融商品に関する取扱いが追加されました。

- のれんの償却
- 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- 研究開発費の支出時費用処理
- 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- **資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整**

IFRS第9号「金融商品」では、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する(FVOCI: Fair Value Through Other Comprehensive Income)指定をした株式等の資本性金融商品について、公正価値の変動から生じる利得や損失は常にその他の包括利益に計上し、処分時の売却損益も純損益へ組替調整(リサイクリング)することができません。この点、伝統的に純損益を業績指標として重視する日本基準とIFRSでは基本的な考え方に相違があり、純損益の有用性や比較可能性を維持するために、この修正項目が追加されました。結果として、FVOCI指定した金融商品の売却損益や減損損失も当期の損益として計上されることとなります。

なお、本改正に先立って行われた財務諸表作成者へのアウトリーチでは、現地の決算上必要のないデータ管理やシステ

ム対応への過大な負担が懸念されたことから、2021年3月期の期首又は在外子会社が初めてIFRS第9号を適用する年度の翌期首から遅延適用することも認められます。

一方で、2019年から適用が開始されたIFRS第16号「リース」は、国際的な会計基準との整合性を図るべく、企業会計基準委員会(ASBJ)がすべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手しており、要修正項目には追加されませんでした。そのため、当基準を適用した在外子会社等の財務諸表の表示及び注記、具体的にはB/S「使用権資産」やC/F区分等を親会社の連結財務諸表にどのように反映するか、各企業が重要性に応じて判断することになります。詳しくはSeiwa Newsletter Vol.40/41「[IFRS第16号「リース」の概要](#)」を参照ください。

### (2) 企業結合における条件付取得対価

従来は、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付される又は引き渡されるもののみが条件付取得対価として定義されました。2020年3月期の期首からは、対価が返還される場合も含むことが明確化されます。例えば、企業結合契約で定めた特定の利益水準を維持・達成できなかったときや、特定の時期までに製品の研究開発段階におけるマイルストーンを達成できなかったときに、すでに支払った対価の一部が返還される場合が該当します。

追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払対価を取得原価として追加的に認識</li> <li>・のれんを追加的に認識又は負ののれんを減額</li> </ul>
返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還される対価の金額を取得原価から減額</li> <li>・のれんを減額又は負ののれんを追加的に認識</li> </ul>

### (3) 早期適用が認められる会計基準

以下の会計基準は、2021年3月期以降に適用が開始されますが、2020年3月期に早期適用することも認められます(公開草案は確定基準が公表された場合)。自社における影響度や情報の有用性に基づいて、早期適用の要否を検討ください。

- 収益認識に関する会計基準・適用指針
- 時価の算定に関する会計基準・適用指針
- 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(公開草案)
- 会計上の見積りの開示に関する会計基準(公開草案)

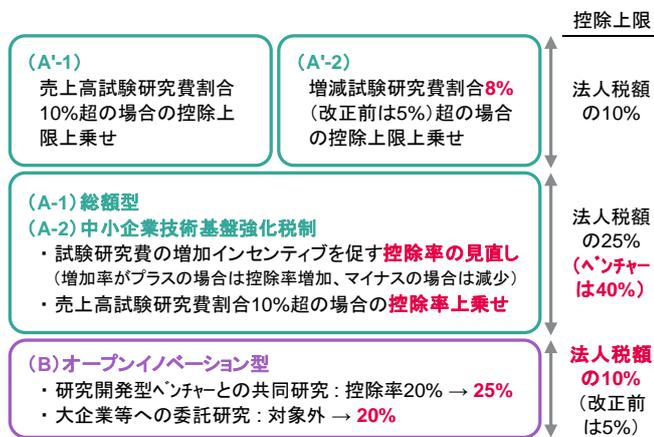
収益認識基準は2019年3月期から早期適用が始まっており、東証一部を中心に適用を開始している企業もあります。

時価算定基準は Vol.50「[時価の算定に関する会計基準](#)」、その他は Vol.53「[会計方針等の開示の充実に向けて](#)」で解説しています。早期適用の判断にあたって参考にしてください。

### III. 税務編

#### (1) 研究開発税制の見直し

企業の研究開発投資の「量」を増加させるために、(A)総額型と(B)オープンイノベーション型合わせた控除上限を40%から45%(ベンチャーは60%)に引き上げるとともに、「質」の向上に向けて、制度の対象となる共同研究や委託研究の範囲を拡大する等の見直しが行われました。



#### (2) 中小企業向け租税特別措置法の見直し

近年の自然災害の多発を受けて、中小企業の事前防災を促進する観点から、「事業継続力強化計画」の経済産業大臣による認定を条件に、防災・減災設備への投資について、取得価額の20%を特別償却できる制度が創設されました。

対象設備	具体例	金額要件
機械装置	自家発電機、排水ポンプ	100万円以上
器具備品	制震・免震ラック、衛星電話	30万円以上
建物附属設備	止水板、防火シャッター、排煙設備	60万円以上

また、中小企業の攻めの投資を後押しするために、①中小企業経営強化税制、②中小企業投資促進税制及び③商業・サービス業活性化税制の適用期限を2019年3月期から2021年3月期まで2年間延長するとともに、①の対象に働き方改革に資する設備(休憩室の冷暖房設備やテレワーク用PC等)が含まれることが明確になりました。

一方で、発行済株式を同一の大規模法人に1/2以上又は複数の大規模法人に2/3以上所有される中小企業は「みなし大企業」となりますが、この「大規模法人」の範囲が拡大され、法人税法上の「中小法人」に近づきました。結果的に、大法人に間接的に支配される企業も優遇税制の対象外となります。

- 資本金1億円超の法人
- 資本を有しない法人のうち従業員数1,000人超の法人
- **大法人(資本金5億円以上)の100%子法人**
- **100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人**

#### (3) 仮想通貨の時価評価

前期から適用されている「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」に合わせて、2020年3月期から、活発な市場が存在する仮想通貨については税務上も時価法により評価し、評価損益を益金又は損金に算入します。

区分	評価方法	評価損益の取扱い
活発な市場あり	自己所有	時価法 <b>益金・損金算入</b>
	預かり	
活発な市場なし	原価法	—

#### (4) 法定実効税率の改正

地方法人課税の偏在是正のため、2019年10月1日以後開始事業年度から住民税の税率が5.9%引き下がるとともに、地方法人税の税率が5.9%引き上げられます。2020年3月期の税務申告においては改正前の税率が適用され、かつ全体の実効税率に変更はありませんが、税金の種類ごとの実効税率が変わるため、連結納税制度を採用している企業では税効果会計の適用に影響を及ぼす可能性があります。

種類	税目	改正前 (税務申告)	改正後 (税効果会計)
国税	法人税	23.2%	23.2%
	<b>地方法人税</b>	4.4%	<b>10.3%</b>
住民税	<b>都道府県民税</b>	4.2%	<b>2%</b>
	<b>市町村民税</b>	12.1%	<b>8.4%</b>
事業税	事業税(所得割)	0.88%	1.18%
	地方法人特別税	414.2%	-
	特別法人事業税	-	260%
実効税率	全体	30.62%	30.62%
	うち、 <b>国税</b>	23.34%	<b>24.66%</b>
	<b>住民税</b>	3.64%	<b>2.32%</b>
	事業税	3.64%	3.64%

(東京都/外形標準課税適用法人のケース)

なお、2020年度税制改正により、従来の連結納税制度に変わってグループ通算制度が導入される見込みです。改正法案が2020年3月31日までに成立した場合、適用対象となる企業はこのグループ通算制度を前提として税効果会計を適用する必要があります。しかし、準備期間があまりに短く、実務上対応が困難であるとの意見を受けて、改正前の税法規定に基づくことができるとする公開草案がASBJから公表されました。この取扱いを適用した場合、改正前の税法規定に基づいている旨を財務諸表に注記します。

## IV. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う決算上の対応

昨年 12 月に中国で最初に発見された新型コロナウイルスが世界規模で感染拡大を続けており、日本でも多くの企業の事業活動が停滞する事態に発展しています。また、各企業がテレワークや出張制限等の措置を進める中、これらの影響が決算業務や決算開示等に多大な制約となる可能性も高まってきました。

新型コロナウイルスは各企業の業績等にマイナスに作用するケースがほとんどです。足元では世界的な株安や円高も進行しています。決算においては、特に各種資産の評価やその前提となる事業計画の策定を含めて、以下の事項に留意してください。

(株安や円高については、Vol.8「[円高・株安・金利低下が決算へ及ぼす影響](#)」も参照ください。)

- 棚卸の実施可否
- 棚卸資産や有価証券の評価
- 固定資産（のれん含む）の減損
- 繰延税金資産の回収可能性
- 貸倒引当金や負債性（事業撤退損失、店舗閉鎖損失、リストラクチャリング等）引当金の計上
- 子会社（特に海外）の連結パッケージ入手時期
- 継続企業の前提に関する検討
- 修正・開示後発事象の有無
- 新型コロナウイルス関連の開示書類への記載

なお、決算短信や有価証券報告書の提出、株主総会の開催については、関係各所から以下の通知が行われています。いずれも提出延長や開催延期を認める旨の内容です。決算・開示・株主総会の開催スケジュールについて、関係者と密にコミュニケーションを取りながら、前もって慎重に検討してください。

### ◆ 東京証券取引所

[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い](#)

### ◆ 金融庁

[新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について](#)

### ◆ 法務省

[定時株主総会の開催について](#)

(上記の通知は 2020 年 3 月 11 日現在のものであり、今後新たな通知が発表される可能性があります。)

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>